

NO.85 2011. 5. 20

労働 徳 島

発行 徳島県商工労働部
労働雇用政策局労働雇用課
徳島市万代町 1 丁目 1 番地
TEL 088-621-2348 FAX 088-621-2852
県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

はぐくみ支援企業表彰状交付式

徳島県は、仕事と家庭の両立支援について他の模範となる優れた取組を実施している企業を「はぐくみ支援企業」として表彰しており、平成23年 2月 6日、5事業所に飯泉知事から表彰状が授与されました。



ファミリー・サポート・センター功労者表彰状交付式

徳島県は、ファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組む、その功績の認められる方を「ファミリー・サポート・センター功労者」として表彰しており、平成23年 2月 6日、5名の方に飯泉知事から表彰状が授与されました。



障害者雇用優良企業表彰状交付式

徳島県は、障害のある人の雇用や職場定着について、模範となる優れた取組を実施している「障害者雇用優良企業」を表彰しており、平成23年 3月 14日、3事業所に飯泉知事から表彰状が授与されました。



はぐくみ支援企業の表彰を行いました。

仕事と家庭の両立支援について、他の模範となる優れた取組を実施している企業を表彰いたしました。

◆表彰企業はこちら

株式会社広沢自動車学校
株式会社松島組

社会福祉法人金光福祉会
中央電気建設株式会社

株式会社松本コンサルタント

◆おもな表彰理由

- ・男性の育児休業取得者がいる。
- ・配偶者出産時の休暇取得が有給である。
- ・妊娠中の従業員は、入社・退社時各60分の遅出・早退を認め、まとめて120分取得することができる。
- ・小学校就学までの子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度、始業終業時刻の繰上げ・繰下げ制度を実施している。
- ・子の看護休暇が有給又は時間単位で取得できる。
- ・保育所費用を一部負担している。
- ・地域の子ども・子育てに関する積極的な地域貢献活動を実施している。

◆表彰を受けるには

まず、はぐくみ支援企業として認証を受ける必要があります。
認証企業のうち、他の模範となる優れた取組を実施している企業（国及び地方公共団体を除く）を表彰します。

徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

◆徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

◆はぐくみ支援企業に認証されると

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組をPRします。
- 3 金融機関による低利融資の支援対象となります。
(取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫)

◆認証を受けるには？

- 次の要件を満たしていれば応募できます。
- ・徳島県内に本店、支店又は営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる。
 - ・就業規則を作成している。
 - ・期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、徳島労働局に届け出ている。
 - ・「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組や対策を行っている。

書類審査の上、認証を決定します。

ファミリー・サポート・センター功労者の表彰を行いました。

徳島県内のファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組み、その功績の認められる方を表彰いたしました。

- ◆表彰者
- | | | |
|---------------------|---------|---------|
| 徳島ファミリー・サポート・センター | 近藤 幸枝さん | 多田真理子さん |
| 鳴門ファミリー・サポート・センター | 溝口真衣子さん | |
| 阿南ファミリー・サポート・センター | 岸野 静恵さん | |
| 板野東部ファミリー・サポート・センター | 東田 信子さん | |

◆おもな取組内容

- ・家族ぐるみで取り組み、どの依頼会員も家族同様に快く受け入れている。
- ・平日・土曜・日曜日にも、早朝から夜まで、真心を込めてサポートするとともに、保護者の急な依頼や病後児の預かりにも快く対応している。
- ・使命感を持って援助活動を続けており、子どもたちだけでなく、保護者からも信頼が厚く良好な関係を構築している。
- ・子どもへの理解が深く、常に依頼会員の気持ちに沿った活動を行っている。
- ・地域リーダーの1人として、研修会や交流会における運営に積極的に取り組んでいる。

◆表彰を受けるには

市町村長から推薦され、ファミリー・サポート・センターの提供会員又は両方会員として継続した活動続けるなど、子育て援助活動に積極的に取り組んでいると認められる方を表彰します。

ファミリー・サポート・センターとは (市町村が設置)

ファミリー・サポート・センターは、子育てを地域で相互援助のお手伝いをしています。

相互援助活動の例

保育施設への送り迎え



保育施設の時間外や、学校の放課後などに子どもを預かる



保護者が買い物等外出の際、子どもを預かる



保護者の病气や冠婚葬祭などの急用時に子どもを預かる





こんな時安心ネ!

ファミリー・サポート・センターの活動の仕組み

ファミリー・サポート・センターは会員組織です。

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターを仲介として、会員同士が支え合います。



アドバイザー
(ファミリー・サポート・センター)

提供会員と依頼会員の引き合わせと連絡

相互援助のお手伝い!

子育ての援助を受けたい人 (依頼会員)

子育ての援助を行いたい人 (提供会員)

依頼(○)要請 → 料金(活動報酬) → 提供(○)申込み

提供(○)申込み → 援助の提供 → 依頼(○)要請

県内のファミリー・サポート・センター

徳島ファミリー・サポート・センター (徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山村)	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 わーくびあ徳島(労働福祉会館)4F 徳島県勤労者福祉ネットワーク内 TEL 088-611-1551 FAX 088-611-3323
板野東部ファミリー・サポート・センター (藍住町・北島町・松茂町・板野町)	〒771-1203 板野郡藍住町奥野字矢上前32-1 藍住町勤労女性センター内 TEL 088-693-3033 FAX 088-693-3034
阿南ファミリー・サポート・センター	〒774-0030 阿南市富岡町今福寺40-17 阿南市社会福祉会館2F TEL 0884-24-5550 FAX 0884-24-5552
鳴門ファミリー・サポート・センター	〒772-0002 鳴門市撫養町斎田字岩崎146 TEL 088-683-0788 FAX 088-683-0798
美馬ファミリー・サポート・センター (美馬市・つるぎ町)	〒779-0610 美馬市脇町大字脇町1303-3 美馬市社会福祉協議会内 TEL 0883-53-2528 FAX 0883-53-0529 〒779-4101 美馬市つるぎ町貞光字宮下61 つるぎ町社会福祉協議会内 TEL 0883-62-3669 FAX 0883-55-1019
吉野川市ファミリー・サポート・センター	〒779-3395 吉野川市川島町桑村2421-1 川島庁舎3F 子育て支援センター内 TEL 0883-25-6616 FAX 0883-25-6617
阿波市ファミリー・サポート・センター	〒771-1695 阿波市市場町市場字上野段385-1 市場支所2F 子育て支援課内 TEL 0883-36-3520 FAX 0883-35-3520

つるぎ町が加わり、美馬ファミリー・サポート・センターが広域化しました

すでに開設している美馬市と提携しながらの広域設置です。つるぎ町では、4月から6月を準備期間として会員募集を行い、7月から援助開始となります。子育てに忙しい方、子どもがお好きな方、時間に余裕がある方など登録をお待ちしています。



障害者雇用優良企業（団体）の表彰を行いました。

障害のある人の雇用の促進を図るため、障害者の雇用や職場定着に積極的に取り組み、他の模範となる企業（団体）として、「障害者雇用優良企業（団体）」を募集し、障害者雇用優良企業選考委員による選考の結果、次の企業を表彰いたしました。

- 社会福祉法人池田博愛会 三好市
- 西精工株式会社 徳島市
- 医療法人弘誠会浦田病院 板野郡松茂町

障害者雇用優良企業として表彰された企業には、社会的貢献のシンボルとして、「障害者雇用促進貢献企業シンボルマーク」を付与しています。

このシンボルマークは、企業の広告、求人広告、封筒などに付けてアピールすることができます。



《作品の説明》
徳島県の頭文字「と」をモチーフに、雇用に積極的に取り組んでいる企業（団体）の腕と、元気に働く障害者の腕を組み合わせています。

「パワーハラスメント」防止に向けて ～「パワーハラスメント」の労働相談が増加しています～

1 「パワーハラスメント」とは？

パワーハラスメント（以下、「パワハラ」という。）の定義については、まだ固まったものではありませんが、裁判例においては、「組織・上司が職務権限を使って、職務とは関係ない事項あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、部下に対し、有形無形に継続的な圧力を加え、受ける側がそれを精神的負担と感じるときに成立するもの」と定義されています。

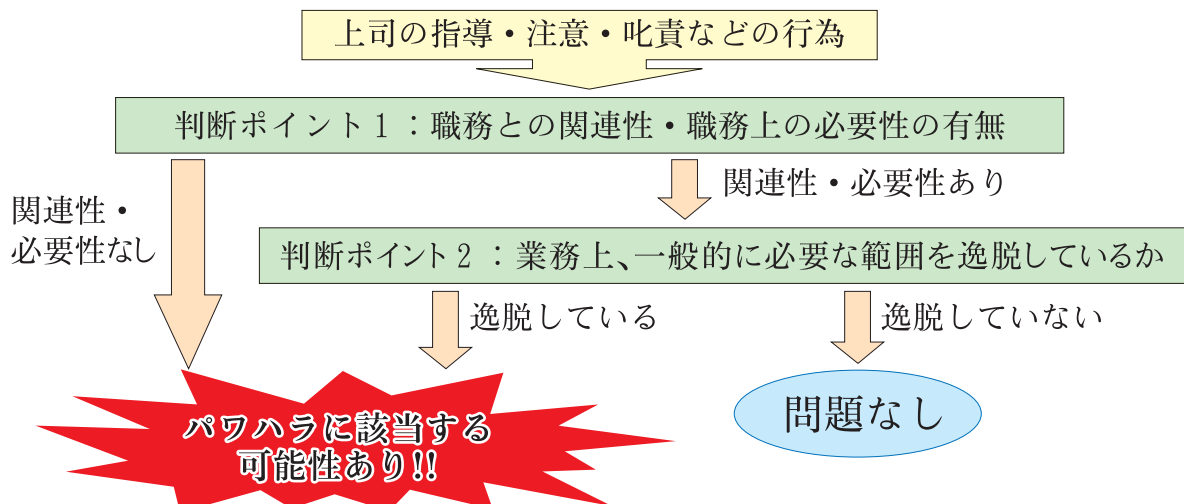
パワハラが生じた場合には、被害者が精神疾患により退職を余儀なくされたり、最悪の場合、自殺に至ったりするなど、その結果が深刻かつ重大な事態に至ることも考えられます。セクシュアルハラスメントと違い、パワハラを定義・規制する法の整備は進んでいませんが、パワハラが裁判で認められると、企業はパワハラを行った加害者とともに不法行為責任を負わなければなりません（使用者責任→民法715条）。また、企業は職場環境配慮義務違反として、債務不履行（民法415条）に基づく損害賠償を求められることもあります。パワハラによりメンタルヘルス不調に陥ったなどとして、労災認定の業務起因性が争われる事例も増えています。

2 「パワーハラスメント」行為の例示

次のような行為が「パワーハラスメント」の例として挙げられます。

- ① 職場における暴行・脅迫・傷害・名誉毀損その他刑法犯罪に該当する行為
- ② 国籍、信条、性別、門地など日本国憲法第14条第1項その他諸法令に反する差別に基づく言動、取扱い
- ③ 日本国憲法、その他諸法令に反する行為の強制・強要
- ④ 誹謗中傷、風評、嘲笑をする行為
- ⑤ 故意に無視、仲間はずれをする行為
- ⑥ 業務上不相当な表現による叱責・教育指導
- ⑦ 業務上不相当な回数・態様による叱責・教育指導
- ⑧ 実現不可能な業務命令・目標を与えること、又は故意に仕事を与えないこと
- ⑨ 故意に円滑な職務遂行を妨害すること（正当な理由なく決裁しない、必要な器具等を使わせない、必要な情報を与えない、無意味な業務命令を行うことなど）

パワハラ判断 フローチャート



3 「パワーハラスメント」を予防しましょう～事業主の皆さまへ

パワハラが生じた場合、被害者に対する精神的なダメージに加え、就業環境の悪化による人材の流出、業務効率の低下、従業員のモラルや企業に対する忠誠心の低下、信用失墜など、企業イメージの低下を招くおそれがあります。

パワハラ防止のために、まず企業がなすべきことは、企業自らが「いかなるパワハラも許さない」という意思を表明することです。その上で、パワハラを防止するために、次のような取組を実施することをお勧めします。

- ① 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、パワハラに該当する言動を行った者に対する懲戒規定を定め、その内容を社内報、パンフレット、社内ホームページ等で労働者に周知すること
- ② パワハラ相談のための相談窓口を設置し、担当者を決め、そのことを社内に周知すること。必要に応じて外部の機関に相談を委託すること
- ③ パワハラへの対応方法についてのマニュアルを策定すること
- ④ パワハラ防止のための研修、講習等を定期的実施すること

不幸にして、「パワーハラスメント」が発生した場合には、①事実関係の迅速かつ正確な確認、②加害者と被害者に対する措置（加害者の処分と被害者へのフォロー）が必要となります。また、パワハラによる二次被害（パワハラについて相談したという事実が広がることにより、噂や中傷の対象となり、更に被害者が傷つくこと）を防止するために、情報の管理を徹底することが重要です。

労働者のメンタルヘルス対策については、以下の厚生労働省の通達を参考にしてください。

「労働者の心の健康の保持増進のための指針について」（平成18年3月31日付け基発第0331001号）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html>

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」の一部改正について」（平成21年4月6日付け基発第0406001号）
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0406-2.html>

4 もしも「パワーハラスメント」を受けたら～労働者の方へ

「2 パワーハラスメント行為の例示」に該当するような言動を上司から受けた場合、パワハラとなる可能性が高いと考えられます。上司からこのような扱いを受けたときの具体的な対応としては次の方法が考えられます。

- ① 事実を詳細に記録しておく。日時、場所、どのような被害にあったか、近くに誰がいたかなど、具体的な事実をできるだけ詳細に記録しておく。ICレコーダーを使用することも考えられる。
- ② 心身に変調を来した場合は、医療機関で受診し、診断書を取っておく。
- ③ そうした言動をやめるよう口頭で申し入れる。口頭での申し入れに効果がなければ、文書（内容証明郵便など）での要求を行う。
- ④ 同僚、所属の責任者、人事・労務担当者、会社の相談窓口や労働組合に事実を報告し相談する。

こうした方法によっても事態が改善されないときは、労働局や労働委員会による個別労使紛争のあっせんの利用、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起することも考えられます。

また、パワハラによって体調を崩し治療・休業を余儀なくされた場合は、労災認定を受けられる場合がありますので、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に相談してください。

「頑張る中小企業の総合的応援拠点」として 徳島県立中央テクノスクール(仮称)の新築工事に着手

「徳島県立中央テクノスクール(仮称)」の起工式が2月25日に、飯泉知事をはじめ約50名の関係者が出席して、徳島市南末広町の建設予定地で行われました。



県は、徳島テクノスクールと鳴門テクノスクールを発展的に統合し、中央テクノスクールの建設に着手しました。中央テクノスクールにおいては、新たに、産業界のニーズに即した複合訓練の導入をはじめ、外部講師による先端技術や最新情報を学ぶ「フロンティア講座」の開設などにより、職業訓練施設としての充実強化を推進してまいります。

そして、隣接地に建設予定の、「経営支援機能」や「金融支援機能」を担う「新経済センター」との一体的な整備により、県内産業の振興に必要な機能をワンストップで提供する総合的応援拠点の「産業人材育成機能」を担う拠点として、平成25年4月の開校を予定しています。なかでも、「多目的ホール」と「在職者訓練棟」については、販路開拓のための展示会や、技術力を磨く在職者訓練を効果的に行うなど、一体的整備のメリットが大いに期待されることから、できる限り早期に活用してもらうため、開校を待たず供用を開始することとしています。

中央テクノスクール開校のあかつきには、「頑張る中小企業の総合的な応援拠点」としての役割を十分に果たすことにより、徳島県における産業界の新たな未来を切り開いていきます。

◆施設概要

所在地 徳島市南末広町23-64、敷地面積 15,822㎡、延床面積 6,875㎡

●建物内訳

施設名	構造	延床面積
本館	鉄筋コンクリート造3階建	1,620㎡
理容・美容・電気環境システム科棟	鉄骨造2階建	1,591㎡
木工技術科棟	鉄骨造平屋建	866㎡
金属技術科棟	鉄骨造平屋建	768㎡
機会技術科棟	鉄骨造平屋建	1,044㎡
多目的ホール	木造平屋建	462㎡
在職者訓練等	鉄骨造平屋建	390㎡
外構工事(その他施設含む)		134㎡

中央テクノスクール(仮称)完成予定図



◆訓練内容

産業界の即戦力となる人材の育成を目指し、「複合訓練」、「環境・ICT講座」など、全ての訓練科において訓練課程の改善・充実をしていきます。

電気環境システム科

電気・電子技術を総合的に取り扱い、電気の基礎から制御装置の製作、情報通信技術、光ファイバーの取扱い、環境技術まで広くカバーした技術者を養成します。

金属技術科

設計・製図から施工技術、試験・検査、安全管理まで、金属加工の全工程に対応できる技術者を養成します。

機械技術科

精密加工技術の習得を根幹に、製作した部品の検査や組立、保守に及ぶ一貫した機械技術の基礎能力を有する技術者を養成します。

木工技術科

CAD製図、NCプログラミングの訓練を取り入れ、複雑な形状の製品を製作する技能を習得させるなど、業界が期待する即戦力の技術者を養成します。

理容科

より幅広い知識や応用技術等の指導を行うとともに、社会福祉関連講座の拡充や介護演習を取り入れ、高齢化社会にも対応した理容師を養成します。

美容科

変化する美的価値観やニーズに対応した指導を行うとともに、社会福祉関連講座の拡充や介護演習を取り入れ、高齢化社会にも対応した美容師を養成します。

※文中の訓練科名は仮称です。